

大学が活動制限レベルを緩和し、新型コロナウイルスと共存しながら大学活動の正常化を目指す場合、キャンパス内に感染者を立ち入らせないという発想だけでは限界があります。特に図書館は通常開館を維持する観点から、日頃より感染対策を徹底するとともに感染者等の把握と感染者発生時に速やかな対策を取れる体制をガイドラインとして表しました。

I. 図書館での発症者の確認

	図書館利用発症者	学生・教員・職員利用者(大学在籍者)	その他利用者(図書館利用証発行者・学外利用者)	図書館スタッフ(大学職員・派遣スタッフ)
1. 学生・教員・職員、その他利用者から発症者が発生した場合	保健センターより連絡を受ける 発症者への聞き取り→【報告】学生担当副学長、事務局長、【連絡】関係部署  図書館事務部は、入館者データにより、情報を提供する。 →保健センターへ連絡	保健所より陽性者および濃厚接触者本人に通知 保健所が濃厚接触者と指定 →濃厚接触者とされた場合は、保健センターへ連絡する →保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性：保健所からの指導に従う→本学保健センターへ連絡する 陰性：保健所からの指導に従う ※上記以外、接触の不安がある利用者は、受診・相談センター又は保健センターにご相談いただく。	※相互利用協定大学図書館とは、相互の対応について申し合わせ ※科目等履修生(協定校・一般)、研究生(学部・大学院)、委託聴講生、特別研究員(学術振興会)等への対応→教務課 ※入学手続者へ要対応  保健所より陽性者および濃厚接触者本人に通知 保健所が濃厚接触者と指定 →濃厚接触者とされた場合は、本学保健センターへ連絡する →保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性：保健所からの指導に従う→図書館へ連絡→本学保健センターへ連絡 陰性：保健所からの指導に従う	保健所より陽性者および濃厚接触者本人に通知 保健所が濃厚接触者と指定 →濃厚接触者とされた場合は、本学保健センターへ連絡する →保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性：保健所からの指導に従う→本学保健センターへ連絡する 陰性：保健所からの指導に従う ※上記以外、接触の不安がある場合は、受診・相談センター又は保健センターにご相談いただく。派遣スタッフは所属事業所へ相談。
2. 図書館スタッフから発症者が発生した場合	①業務委託派遣者 派遣会社より図書館事務部へ連絡を受ける 図書館事務部より保健センターへ連絡する 聞き取り→【報告】図書館長、事務局長、(【連絡】関係部署) ②専任・非常勤職員 図書館事務部より保健センターおよび派遣会社へ連絡 発症者への聞き取り→【報告】図書館長、事務局長、(【連絡】関係部署)  図書館事務部は、入館者データにより、情報を提供する。 →保健センターへ連絡 保健所が濃厚接触者と指定(①および②) →濃厚接触者とされた場合は、本学保健センターへ連絡する →保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性：保健所からの指導に従う→保健センターへ連絡する 陰性：保健所からの指導に従う  ※上記以外、接触の不安がある場合は、受診・相談センター又は保健センターにご相談いただく。	保健所より陽性者および濃厚接触者本人に通知 保健所が濃厚接触者と指定 →濃厚接触者とされた場合は、保健センターへ連絡する →保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性：保健所からの指導に従う→保健センターへ連絡する 陰性：保健所からの指導に従う  ※上記以外、接触の不安がある利用者は、受診・相談センター又は保健センターにご相談いただく。	※相互利用協定大学図書館とは、相互の対応について申し合わせ ※科目等履修生(協定校・一般)、研究生(学部・大学院)、委託聴講生、特別研究員(学術振興会)等への対応→教務課 ※入学手続者へ要対応  保健所より陽性者および濃厚接触者本人に通知 保健所が濃厚接触者と指定 →濃厚接触者とされた場合は、本学保健センターへ連絡する →保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性：保健所からの指導に従う→図書館へ連絡→本学保健センターへ連絡 陰性：保健所からの指導に従う	保健所より陽性者および濃厚接触者本人に通知 保健所が濃厚接触者と指定 →濃厚接触者とされた場合は、本学保健センターへ連絡する →保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性：保健所からの指導に従う→図書館へ連絡→本学保健センターへ連絡 陰性：保健所からの指導に従う  ※上記以外、接触の不安がある場合は、受診・相談センター又は保健センターにご相談いただく。派遣スタッフ及び外部関係者は所属事業所・機関へ相談。

※その他利用者：聖心会会員、法人本部専任職員、卒業生、姉妹校専任教職員、キリスト教文化研究所講座受講生、協力会会員、学外利用者など

II. 図書館利用への対応

①リスク管理の観点から、建物・部屋等を一時立入禁止とし、消毒作業等を実施する。 ②消毒の要否、実施の範囲・方法については、保健所の支持があればそれに従う。	③利用者へ開館状況等を周知	④スタッフの健康維持 ⑤業務維持のための人員確保
--	---------------	-----------------------------

★学内より同時5名以上の集団感染が発生した場合(校医確認による)においては、早期保健所介入による感染拡大防止を図る(濃厚接触者の特定・行動制限を図る)

感染拡大防止措置として図書館で想定される対応ケース
ケース1：休館(1～3日間)或いは一部閉室、又は貸出・返却のみ受付し館内利用は不可とした後、通常開館を継続。
ケース2：休館(1～3日間)或いは一部閉室、又は貸出・返却のみ受付し館内利用は不可とした後、制限開館：貸出・返却のみ。館内利用は不可とする。最長3週間程度。
ケース3：(学内入構制限)。閉館とする。最長3週間程度。

III. 感染者・濃厚接触者・発熱者の行動

1. 発症者	PCR検査陽性確認→保健センターへ連絡→保健所からの通知→自宅待機(登校停止・就労停止)し保健所の指示に従う	※厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)で通知があった場合(本学の対応) ⇒アプリの画面の指示に従って、アプリ上、或いは電話にて相談し、その案内に従う：保健センターに要連絡
2. 濃厚接触者	保健所からの通知：保健センターへ要連絡→結果通知まで自宅待機→陽性=発症者→自宅待機 保健所からの通知：保健センターへ要連絡→結果通知まで自宅待機→陰性→出席・出勤可能または〇〇日まで自宅待機	「症状有り」の場合と「症状なし」で「身近な者に感染者等がいる」場合→帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受信が案内される→自宅待機
3. 発熱者	医療機関にて診察→疑い→自宅待機、所属機関へ連絡 医療機関にて診察→疑いなし→登校・出勤或いは欠席・有給休暇を取得し、各自の判断で養生	→保健所よりPCR検査必要とされた場合 陽性=発症者→自宅待機→保健センターへ連絡する

※休暇という概念ではない。自宅待機または登校停止・就労停止：学生は公欠扱い、教職員の給与は保証される。

★新型コロナウイルスへ感染し、陽性者が発生した場合の濃厚接触者の特定と行動制限等について

オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じた自治体の判断で、保健所による全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合があります。

この場合、感染拡大防止対策については感染者との接触者が自主的に行うことが基本とされています。(※1)

- 感染者と接触(※2)があった者は、接触のあった最後の日から一定の期間(目安として7日間)はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控える。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診すること。
- 感染者と接触(※2)があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間(例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など)の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。
- 本学では、自治体の保健所等から濃厚接触者と特定された場合、「出席停止」の取扱いとされます。
  - ※1「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)」に関するQ&Aについて(厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室 2022年3月17日事務連絡より)
  - ※2「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(国立感染症研究所)を踏まえた感染者の感染可能期間(発症2日前～)の接触